



東彼杵町 起業家等支援 補助金

～あなたの「はじめの一步」
を応援します。

応募期間

令和7年6月 2日（月）
～7月10日（木）

💡 どんな補助金？

補助金額	最大100万円
補助率	対象経費の2/3以内
対象経費	設備、広報、工事費 他

対象経費の例☑

- ☑ 店舗・事務所の改修費
- ☑ 起業等に必要と必要な設備費、備品費
(不動産、車両の購入は×)
- ☑ 店舗等借入費、広報費など

対象者☑

(すべてを満たす必要があります)

- ☑ 令和8年2月28日までに開業する方または起業してから3年以内（令和4年6月2日以降の起業等）の方（第三者事業承継を含む）
- ☑ 商工会の会員または入会手続き中の方
- ☑ 町内に居住しているか、事業期間完了までに町内に居住し、起業等後も定住する方
- ☑ 町税等を滞納していない方 など

申請のポイント☑

(すべて必要です)

- ☑ 本事業に必要なと明確な経費
- ☑ 交付決定日以後に発生した経費
- ☑ 証拠書類等が確認できる経費 など

※補助金交付にあたっては、提出された事業計画書を外部有識者等で構成する審査委員会で審査し、採択の可否を決定します。



夢をカタチにする第一歩を、町がサポートします！

● 東彼杵町役場産業振興課

mail : shoukou@town.higashisonogi.lg.jp

詳しくはこちらへ

